



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1269	救急病院の認定	(医務課).....	1
1270	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	1
1271	平成24年和歌山県告示第608号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	2
1272	平成24年和歌山県告示第609号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(").....	2
1273	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
1274	道路の供用開始	(").....	3
1275	道路の区域変更	(").....	3
1276	道路の供用開始	(").....	3
1277	道路の区域変更	(").....	3
1278	道路の供用開始	(").....	4
1279	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

○ 監査公表

監査公表第20号	4
----------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1269号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人杏林会 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町1丁目30番地
- 3 有効期限 平成27年10月24日

和歌山県告示第1270号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条第1号及び第2号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
熊野川流域木材協同組合	住所	和歌山県新宮市下田三丁目3番47号	和歌山県新宮市あけぼの4番7号	平成24.10.10
		和歌山県新宮市下田三丁目	和歌山県新宮市あけぼの4	

営業所の所在地	3番47号	番7号	
---------	-------	-----	--

和歌山県告示第1271号

平成24年和歌山県告示第608号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
勝浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う沿岸かつおまぐろ漁業	勝浦沿岸かつおまぐろ
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち勝浦敷網、勝浦一本釣及び勝浦沿岸かつおまぐろ加入区の区分に属さない漁業	勝浦漁業協同組合その他

和歌山県告示第1272号

平成24年和歌山県告示第609号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中「総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う沿岸かつおまぐろ漁業」を「総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う沿岸かつおまぐろ漁業」に改める。

和歌山県告示第1273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字相ノ浦字下垣内442番地先から同町大字相ノ浦字下垣内452番3地先まで	旧	4.97 } 9.82	64.00	
同上	新	5.52 } 10.44	65.20	

和歌山県告示第1274号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字相ノ浦字下垣内442番地先から同町大字相ノ浦字下垣内452番3地先まで

供用開始の期日 平成24年10月26日

和歌山県告示第1275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字印南原字出口3524番地先から同町大字印南原字出口3520番地先まで	旧	7.00 } 8.20	35.50	
同上	新	7.90 } 8.40	35.50	

和歌山県告示第1276号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南原字出口3524番地先から同町大字印南原字出口3520番地先まで
供用開始の期日 平成24年10月26日

和歌山県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市深谷字平58番4地先から 同市深谷字本谷387番3地先まで	旧	3.90 } 17.90	208.80	
同上	新	5.40 } 30.90	208.80	

和歌山県告示第1278号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市深谷字平58番4地先から同市深谷字本谷387番3地先まで

供用開始の期日 平成24年10月26日

和歌山県告示第1279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3199	海南市大野中宇井田前486番1の一部、486番2の一部、487番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 24.10.16	6.00	47.05

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

平成24年5月10日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったの

で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年10月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 財団法人和歌山県文化振興財団

（和歌山県民文化会館指定管理者）

監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品の購入及び管理については、基本協定書や仕様書に基づき実施することとなっているが、これらに定められている県への報告や管理台帳の記載に不備があるので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承認事項となっているので、委託先や費用等を含め、書面により県への承認申請を行い、適正に手続を実施されたい。</p> <p>(3) 所管課（文化国際課）に対する注意事項 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 物品の購入及び管理について、基本協定書に基づき、県への報告や管理台帳の記載を適正に処理するよう職員に指導徹底した。</p> <p>(2) 基本協定書に基づき、管理業務の一部を再委託する場合には、委託先や費用等を含め、書面により県への承認申請を行う。</p> <p>(3) 所管課（文化国際課）に対する注意事項 財団法人和歌山県文化振興財団に対し、指定管理業務の一部を再委託する場合には、委託先や費用等を含め、書面により県への承認申請を行うよう指導した。</p>

2 財団法人和歌山県交通安全協会

（和歌山交通公園指定管理者）

監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>所管課（県民生活課）に対する注意事項 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課（県民生活課）に対する注意事項 書面での申請手続を確実なものとするため、様式を定め、書面により承諾を得ることを指示した。</p>

3 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

（和歌山県立紀北青少年の家指定管理者）

監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成23年12月27日和歌山県立紀北青少年の家の食堂で発生した集団食中毒では、宿泊者の多数が発症する事態に至っている。 今後このようなことのないよう、衛生管理に万全を期されたい。</p> <p>(2) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。</p> <p>(3) 所管課（青少年・男女共同参画課）に対する注意事項 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託す</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 原因がノロウイルスと判明したため、食材、調理場及び従事者の衛生管理を徹底している。 また、平成24年1月5日付け青男女第449号「食の衛生と安全の徹底について」に基づき、食中毒事案の再発防止及び更なる衛生管理の徹底を図った。</p> <p>(2) 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合については、書面により県に申請を行い、県から承諾を受けた上で再委託の契約を行うよう改善した。</p> <p>(3) 所管課（青少年・男女共同参画課）に対する注意事項 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託</p>

る場合、県の承諾が必要であるが、書面での申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。

する場合の手続については、平成24年度より和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアムから書面での申請書を提出させ、書面による承諾を行うこととし、適正な処理を行うよう指導した。

4 クリーン興商・南海ビルサービス企業体
(和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。</p> <p>(2) 所管課(青少年・男女共同参画課)に対する注意事項 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合については、書面により県に申請を行い、県から承諾を受けた上で再委託の契約を行うよう改善した。</p> <p>(2) 所管課(青少年・男女共同参画課)に対する注意事項 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の手続については、平成24年度よりクリーン興商・南海ビルサービス企業体から書面での申請書を提出させ、書面による承諾を行うこととし、適正な処理を行うよう指導した。</p>

5 特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会
(和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面により県への申請を行い、適正に手続を実施されたい。</p> <p>(2) 所管課(青少年・男女共同参画課)に対する注意事項 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるが、書面での手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合については、書面により県に申請を行い、県から承諾を受けた上で再委託の契約を行うよう改善した。</p> <p>(2) 所管課(青少年・男女共同参画課)に対する注意事項 基本協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の手続については、平成24年度より特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会から書面での申請書を提出させ、書面による承諾を行うこととし、適正な処理を行うよう指導した。</p>

6 社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会
(和歌山県立和歌山すみれホーム指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 公有財産や県有備品について、基本協定書や仕様書に定められている財産台帳や物品台帳が整備されておらず、管理が不十分なので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面により県への申請を行い協議を実施されたい。</p> <p>(3) 所管課(子ども未来課)に対する注意事項 ア 母子生活支援施設の運営については、県の指</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 監査の結果に基づき、公有財産や県有備品について財産台帳や物品台帳を整備し、登載を行った。 今後、基本協定書や仕様書に基づき、適正な管理運営に努める。</p> <p>(2) 指定管理業務の一部の再委託については、書面により県への申請を行い、県から承諾を受けた上で、再委託するようにした。</p> <p>(3) 所管課(子ども未来課)に対する注意事項 ア 母子生活支援施設の運営費については、県の指</p>

<p>管理料によるほか、他府県や市の福祉事務所で保護されたことによる費用負担により行われているが、この負担金は指定管理者が受領しており、設置者の県が関与していないことから、指定管理料について検討し、適切に処理されたい。</p> <p>イ 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるとなっているが、書面での手続がなされていないので、適切に処理されたい。</p> <p>検討事項 所管課(子ども未来課)に対する検討事項 指定管理者の会計において、累積収支差額が積立金として留保されているが、多額に上がっていることから処分方法を検討されたい。</p>	<p>定管理料のほか、県以外の措置費支弁自治体で保護された者の費用が指定管理者の歳入に計上され、それらを合算して、運営経費となっていたが、今後は、県以外の措置費については、県で歳入を図り、県の措置費と合算した上で、指定管理料となるよう改める。</p> <p>イ 指定管理業務の一部の再委託については、指定管理者から県に対して書面での申請書を提出させ、書面による承諾を行うこととし、適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>検討事項 所管課(子ども未来課)に対する検討事項 県立和歌山すみれホームについては老朽化しており、施設の改築の検討と合わせ指定管理者の積立金の活用方法について検討していく。</p>
---	---

7 紀南地方児童福祉施設組合

(和歌山県立白浜なぎさホーム指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承諾事項となっているので、書面により県への申請を行い協議を実施されたい。 (2) 所管課(子ども未来課)に対する注意事項 ア 母子生活支援施設の運営については、県の指定管理料によるほか、他府県や市の福祉事務所で保護されたことによる費用負担により行われているが、この負担金は指定管理者が受領しており、設置者の県が関与していないことから、指定管理料について検討し、適切に処理されたい。</p> <p>イ 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承諾が必要であるとなっているが、書面での申請手続がなされていないので、適切に処理されたい。</p> <p>検討事項 所管課(子ども未来課)に対する検討事項 指定管理者の会計において、累積収支差額が基金として留保されているが、多額に上がっていることから処分方法を検討されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 指定管理業務の一部の再委託については、書面により申請を行い、県から承諾を受けた上で、再委託するようにした。 (2) 所管課(子ども未来課)に対する注意事項 ア 母子生活支援施設の運営費については、県の指定管理料のほか、県以外の措置費支弁自治体で保護された者の費用が指定管理者の歳入に計上され、それらを合算して、運営経費となっていたが、今後は、県以外の措置費については、県で歳入を図り、県の措置費と合算した上で、指定管理料となるよう改める。</p> <p>イ 指定管理業務の一部の再委託については、指定管理者から県に対して、書面での申請書を提出させ、書面による承諾を行うこととし、適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>検討事項 所管課(子ども未来課)に対する検討事項 県立白浜なぎさホームについては、西牟婁郡白浜町内において改築整備を行ったところであるが、指定管理者である紀南地方児童福祉施設事務組合とも基金の活用方法について協議を行っていく。</p>

8 社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 指定管理業務に係る事業報告書の歳入歳出決算書において、診療材料費やその他の経費の一部が歳出に計上されておらず診療報酬の歳入時期や本部会計の負担額も不明瞭であったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 事業報告書に一部計上誤りや計上漏れがあったが、診療報酬の歳入時期を含め、平成23年度より是正している。 また、本部会計との経費の按分については、県と協議を図り明確にした上で、適正に処理する。</p>

9 和歌川リバーパークマネジメント

(和歌山県和歌川河川公園指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支出業務について、一部に根拠資料が添付されていないものがあり、支出の実態が把握できない状況にあるため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課（河川課）に対する注意事項 指定管理者は共同体方式で設立されたものであるが、協定書等の書面がなく、グループ構成員の業務の役割及び責任が不明瞭であるので、効果的かつ効率的な運営が図られるよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出項目の内訳を詳細にするように県から指導を受けたため、事業報告書を提出する際には、修繕状況の内訳、植栽管理業務費の内訳及びその他経費の内訳を明らかにした資料を添付した。</p> <p>(2) 所管課（河川課）に対する注意事項 指定管理者には、文書及び口頭で指導を行い、グループ構成員相互の業務の役割及び責任を明確にした書面の作成を指導した。</p>

10 財団法人和歌山県下水道公社

(紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 管理業務の一部を再委託しているが、基本協定書では、県の承認事項となっているので、書面により県への承認申請を行い協議を実施されたい。</p> <p>(2) 所管課（下水道課）に対する注意事項 ア 基本協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるとなっているが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。 イ 伊都浄化センター敷地に設置された電話柱に電線等が共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 関係市町と協定を結び4名の職員の派遣を受けているが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び関係市町の条例に抵触すると思われるため、今後の人事体制を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成24年度の維持管理委託協定における再委託業務について、書面により県への承認申請を行い、書面による許可を得た。</p> <p>(2) 所管課（下水道課）に対する注意事項 ア 平成24年度の維持管理委託協定における再委託業務について、書面により県への承認申請を行わせ、書面により許可を行った。 イ 当該共架電線が関西電力株式会社の電線であることを確認し、平成24年3月16日付けで行政財産の使用許可申請を受理し、平成24年3月23日付けで使用許可を行い使用料の徴収を行った。</p> <p>検討事項 公益法人等への職員の派遣等に関する条例が未制定であった九度山町及びかつらぎ町に対して、条例制定を依頼し、両町から平成24年9月議会において当該条例を上程する予定であるとの回答を得た。</p>

11 株式会社マリールームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）指定管理者)

監査実施年月日 平成24年3月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 管理業務の一部を再委託しているが、業務協定書では、県の承認事項となっているので、書面により承認申請手続を行い適正に手続を実施されたい。</p> <p>(2) 管理業務協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」について、前回指定を受けた現指定管理者を含む共同企業体が作成した規程をそのまま使用しているので、現指定管理者としての規程を作成されたい。 また、同協定書に基づき、知事の承認を受けられたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の承認手続については、平成24年度より書面での承認申請書を提出済みであり、適正に処理を行った。</p> <p>(2) 協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」については、平成24年度より、現指定管理者としての規程を作成し、知事の承認を得た。</p>

<p>(3) 所管課（港湾空港課）に対する注意事項 ア 業務協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 業務協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」について、前回指定を受けた現指定管理者を含む共同企業体で作成した規程をそのまま使用しているため、現指定管理者としての規程の作成を指導されたい。 また、知事の承認が必要であるため適正に処理されたい。</p>	<p>(3) 所管課（港湾空港課）に対する注意事項 ア 協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の承認手続については、平成24年度より、株式会社マリールームオオタに対して書面での承認申請書を提出させ、書面による承認を行い、適正な処理を行った。</p> <p>イ 協定書に定める「管理業務に必要な事項に関する規程」については、株式会社マリールームオオタから、規程の提出があり、知事の承認を行い、適正な処理を行った。</p>
--	---

12 有限会社ベイサイド和歌浦
 (和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者)
 監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 管理業務の一部を再委託しているが、業務協定書では、県の承認事項となっているので、書面により承認申請手続を行い適正に手続を実施されたい。 (2) 所管課（港湾空港課）に対する注意事項 業務協定書では、指定管理業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の承認手続については、平成24年度より書面での承認申請書を提出し、県の承認を得た。 (2) 所管課（港湾空港課）に対する注意事項 協定書に定める指定管理業務の一部を再委託する場合の承認手続については、平成24年度より有限会社ベイサイド和歌浦から書面での承認申請書を提出させ、書面による承認を行い、適正な処理を行った。</p>

13 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
 (和歌山県体力開発センター、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び和歌山県南紀スポーツセンター指定管理者)
 監査実施年月日 平成24年3月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 体力開発センターにおける配水管定期清掃作業が年2回しか実施されていなかったが、仕様書には年3回になっているので適正に処理されたい。 (2) 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールにおいて、無料の駐車券を自主事業の参加者に配っているが、法人は自主事業の経費を指定管理者に支払う行為が必要であり、収支計算書の利用料金収入に計上するようにされたい。 (3) 所管課（教育委員会スポーツ課）に対する注意事項 ア 和歌山県立体育館の2階にスポーツ団体が入居しているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので適正に処理されたい。 イ 和歌山県立体育館の備品の利用料金については知事が定める額となっているが決裁書類が見当たらないので適正に処理されたい。 ウ 上記に掲げる全ての施設において、基本協定書では、業務の一部を再委託する場合、県の承認が必要であるが、書面での承認申請手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 体力開発センターにおける排水管定期清掃作業については、監査終了後、仕様内容変更許可を得て、適正な処理を行った。 (2) 自主事業で配布した無料駐車券については、平成24年度より、自主事業にて費用を計上し、指定管理者に支払い、財団は利用料金として収入計上を行うこととした。 (3) 所管課（教育委員会スポーツ課）に対する注意事項 ア 行政財産の目的外使用許可手続について、平成24年度から使用許可手続を行っている。 イ 和歌山県立体育館の備品の利用料金について、再度決裁を取り、決裁書類について、保管を徹底する。 ウ 平成24年度から再委託しているものについて、承認申請書を提出させ、承認を行っている。</p>

検討事項

(1) 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、指定管理者が工事を実施し、資産価値が増加したことにより指定管理者の資産として固定資産台帳に記載しているが、運営管理上必要な工事を実施した建物等は県に帰属すべきものであると考えられる。

県の担当課と協議の上、適切な処理について検討をされたい。

(2) 所管課（教育委員会スポーツ課）に対する検討事項

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、指定管理者が工事を実施し、資産価値が増加したことにより指定管理者の資産として固定資産台帳に記載しているが、運営管理上必要な工事を実施した建物等は県に帰属すべきものであると考えられる。

財団と協議の上、適切な処理について検討をされたい。

検討事項

(1) 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、工事に伴い増加した資産について、県に帰属させる手続を行うよう所管課と協議中である。

(2) 所管課（教育委員会スポーツ課）に対する検討事項

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの建物において、指定管理者が工事を実施し増加した資産について、県に帰属させる手続を行う。